

## 建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱いについて（三郷市）

（平成27年2月24日 市長決裁）

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは次のとおりとする。

### 1 未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする。

＜未提出又は未提出と同等と認められる場合の例＞

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (4) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (6) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合
- (7) 上記(1)から(6)以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合。

＜記載すべき事項が欠けている場合の例＞

- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2) 工事名、工事場所、総額又は入札者名等（所在地、名称・商号、代表者名）の記載がない場合
- (3) 公告又は指名通知書に明示した項目を満たしていない場合

### 2 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

＜記載すべき事項に誤りがある場合の例＞

- (1) 工事名、入札者名等に誤りがある場合
- (2) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合  
（※内訳書の合計金額から1万円未満の端数切り捨てのための値引きをするのは可とします。  
ただし、値引きにより入札金額と一致させているものは無効とします。）
- (3) 内訳書の計算が間違っている場合
- (4) 金額の違う複数の内訳書が提出された場合

### 3 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、三郷市談合情報対応要綱に基づき、処理するものとする。

＜談合の疑いが認められる場合の例＞

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- (3) その他談合が推測される記載等がある場合

### 4 入札者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

#### 附 則

この取扱いは、平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものから適用する。